

右及申(通)報候也

別紙

要求書

三月三十一日現在、現在の要求書に  
おき、その旨を要する旨に  
おき、その旨を要する旨に  
おき、その旨を要する旨に

第一條

賃金ヲ左ノ通ニ値上スル

老四五十未以下 三割

貳四以下 二割

貳四以上 二割

ノ増給スルコト

第二條

解雇手当制定ノ件

六ヶ月未満ハ四十日分

六ヶ月以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ四日分ヲ支給スルコト

予告手当ハ解雇手当外ニ支給スルコト

第三條

退職手当制定ノ件

解雇手当ノ四分ノ三ヲ支給スルコト

第四條 帰国手当制定ノ件